

令和 8 年度 見附市耐震改修促進計画策定業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、見附市（以下、甲という。）が実施する令和 8 年度の「見附市耐震改修促進計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第 2 条 本業務は、令和 7 年 7 月に改訂された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」及び令和 8 年 11 月に改訂予定の新潟県が策定する新潟県耐震改修促進計画(第 4 期計画)を踏まえ、引き続き見附市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために令和 4 年度に策定した見附市耐震改修促進計画を改定するものである。

(業務の範囲)

第 3 条 本業務の範囲は、見附市全域を対象とする。

(準拠する法令)

第 4 条 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書のほか、以下の関係法規等に準拠するものとする。なお、履行期間中に改定されたものが有る場合は最新の内容に基づくこととする。

- (1) 建築基準法
- (2) 災害対策基本法
- (3) 地震防災対策特別措置法
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (5) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- (6) 新潟県耐震改修促進計画
- (7) 新潟県地域防災計画
- (8) 見附市総合計画
- (9) 見附市耐震改修促進計画
- (10) 見附市都市計画マスタープラン
- (11) 見附市地域防災計画
- (12) 見附市立地適正化計画
- (13) 見附市財務規則および関係例規
- (14) その他関係法令、通達等

(通 則)

第5条 受託者（以下、乙という。）は、下記の書類を契約後遅滞なく甲に提出しなければならない。

- (1) 組織表
- (2) 工程表
- (3) その他、甲が指定するもの

2 前項の提出書類について、甲が不適当と認め乙に協議したときは、乙はこれに応じなければならない。

(管理技術者)

第6条 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、技術士 建設部門（選択科目：都市及び地方計画）又はR C C M（選択科目：都市計画及び地方計画）の資格を有する者でなければならない。

(履行期間)

第7条 本業務の履行期間は契約の日から令和9年3月31日までとし、履行期限を厳守するものとする。

2 本業務は、業務終了後、乙が甲に対し所定の図書等を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第8条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 住宅及び建築物の耐震化率の推計

現在の住宅及び建築物の耐震化率を把握し、状況を整理する。

(2) 住宅及び建築物の耐震化率の目標設定

現状を踏まえ、令和12年度末の耐震化率の目標を設定する。

(3) 耐震改修促進計画の改定

令和7年7月に改訂された国基本方針、令和8年11月に改訂予定の新潟県耐震改修促進計画（第4期計画）及び前二項の内容を踏まえ、見附市耐震改修促進計画の改定を行う。

- 1. 計画の目的等
- 2. 建築物の耐震診断・耐震改修の目標
- 3. 住宅及び特定建築物の耐震診断・耐震改修の促進施策

4. 建築物の地震安全性向上に関する啓発・知識の普及
5. 耐震診断及び診断改修の法による指導等
6. その他の建築物の耐震診断・耐震改修の促進に必要な事項
7. 資料編

(4) 打合せ協議

打合せ協議は「業務着手時」、「中間1回」、「納品前」の計3回を基本とするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施するものとする。また、乙は打合せ協議終了後、速やかに「打合せ協議記録簿」を作成し、甲に提出して確認を得るものとする。なお、「業務着手時」および「納品前」には、管理技術者が出席することとする。

第3章 成果品

(成果品)

第9条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | | |
|-----------------------|-----|---|---|
| (1) 見附市耐震改修促進計画改定業務委託 | 報告書 | 2 | 部 |
| (2) 上記の電子データ (CD-ROM) | | 1 | 式 |

(成果品の帰属)

第10条 本業務の成果品は全て甲の所有とし、乙は甲の承諾を得ないで外部に公表、貸与、使用してはならない。

(成果品の瑕疵)

第11条 乙は本業務完了後においても、乙の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに乙の責任において訂正、補足又はその他必要な措置を講じなければならない。

第4章 その他

(土地の立ち入り)

第12条 乙は、現地に立ち入る際は身分証明書を常に携帯し、第三者の土地に立ち入る場合は事前に同意を得るものとし、紛争の起こらないよう十分に留意しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 本業務実施にあたり紛争及び事故等の損害が生じた場合は乙の責任において処理解決するものとし、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

(留意事項)

第 14 条 本業務を実施するにあたって、打合せ事項に関しては、電話連絡を含め必ず記録簿を作成し、甲・乙確認し合い誤解が生じないようにするものとする。

(資料の貸与及び返還)

第 15 条 甲は、本業務に必要な資料及び図面等を乙に貸与するものとする。

2 乙は貸与資料を紛失、破損しないよう保管管理するとともに、甲の承諾を得ないで他に公表、貸与してはならない。

3 本業務完了後、乙は速やかに、貸与された資料を甲に返還すること。

(書類の厳正な保管)

第 16 条 本業務の関係書類は、甲に提出するまでの間、汚損、紛失、消失等がないように厳正に保管しなければならない。

(機密の保持)

第 17 条 乙は業務を遂行するうえにおいて知り得た業務の目的や内容、その他借用資料に関して他に漏らしてはならない。

(疑 義)

第 18 条 乙は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議し、円滑に業務の遂行を図らなければならない。

以 上